

— 皆様のご意見をお寄せください —

(仮称) 杉並区墓地条例の
制定について

平成 23 年 12 月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく区内の墓地等（墓地、納骨堂及び火葬場）の許可の事務については、都が「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」により経営許可の基準、事前手続等について必要な規制を定め、特別区においては、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づいて区が事務を行っています。

この事務について、平成23年8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成24年4月から区に事務処理の権限が移譲されることとなりました。

そのため、墓地等の許可に関して、都が広域的に行ってきた規制を見直し、区の実情を踏まえて必要な規制等を行うため、新たに条例を制定し、あわせて審査基準等を定めることとしました。

このたび、条例案及び審査基準等の案がまとまりましたので、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆様のご意見をうかがいます。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙により、ご意見をお寄せください。また、区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（お名前等の公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成24年2月上旬に公表する予定です。

【 閲 覧 場 所 】

杉並保健所生活衛生課、区政資料室（区役所西棟2階）、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

- ◎ 意見募集期間 平成23年12月11日（日）～平成24年1月10日（火）
- ◎ 意見提出先 杉並保健所生活衛生課
〒167-0051 杉並区荻窪5丁目20番1号
FAX 03（3391）1926
E-mail seikatueisei-k@city.suginami.lg.jp
- ◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>
- ◎ 問い合わせ先 杉並保健所生活衛生課
TEL 03（3391）1991

(仮称) 杉並区墓地条例素案

1 趣旨

この条例は、墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る構造設備及び管理の基準並びに事前手続その他経営の適正化及び周辺との調和について必要な事項を定めるものとする。

2 墓地等の経営主体

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項の法人で、同法第5条第1項の主たる事務所を杉並区内に設置してから区長が別に定める期間を経過したもの
- (3) 墓地等の経営を行うことを目的とし、主たる事務所を杉並区内に設置してから区長が別に定める期間を経過した公益社団法人又は公益財団法人

3 墓地等の経営許可等

- (1) 墓地等を経営しようとする者は、区長が別に定める書類を添付した申請書により区長の許可を受けなければならないこと。
- (2) 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地等を廃止しようとする者は、区長が別に定める書類を添付した申請書により区長の許可を受けなければならないこと。

4 みなし許可の届出

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第11条第1項又は第2項の規定（※1）により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならないこと。

5 墓地の設置場所

- (1) 墓地を営しようとする者の所有する土地であり、その者の所有権以外の権利が設定されていない土地であること。
- (2) 主たる事務所の境内地及び隣接地であり、墓地及び駐車場の出入口は、6メートル以上の幅員の道路に接続すること。
- (3) 墓地及び駐車場の出入口から6メートルを超える幅員を有する主要な道路に接続するまでの道路は幅員6メートル以上であること。
- (4) 河川、池から墓地までの距離は、おおむね20メートル以上であること。
- (5) 住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離は、おおむね100メートル以上であること。
- (6) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
- (7) 高燥な土地であること。

- (8) 区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるもので専ら焼骨のみを埋蔵する墓地については、前記(4)から(6)までの記載は適用しないこと。

6 墓地の構造設備基準

- (1) 境界には、障壁及び区長が別に定める緩衝緑地を設けること。
- (2) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、その幅員が1メートル以上である通路を設けること。
- (3) 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道等に適切に排水すること。
- (4) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び区長が別に定める駐車場を設けること。
- (5) 区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合を除き、墓地の区域内に区長が別に定める緑地を設けること。
- (6) 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、墓地の構造設備基準に準ずること。

7 納骨堂の設置場所

- (1) 納骨堂を經營しようとする者(地方公共団体を除く。)の所有する土地であり、その者の所有権以外の権利が設定されていない土地であること。
- (2) 主たる事務所の境内地及び隣接地又は火葬場の敷地内であり、納骨堂及びその駐車場の出入口は、6メートル以上の幅員の道路に接続すること。
- (3) 墓地及び駐車場の出入口から6メートルを超える幅員を有する主要な道路に接続するまでの道路は、幅員6メートル以上であること。

8 納骨堂の構造設備基準

- (1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号(※2)に規定する耐火構造にすること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
- (3) 納骨堂の設備は、建築基準法第2条第9号(※3)に規定する不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しない場合は、この限りでない。
- (4) 必要な換気設備を設けること。
- (5) 出入口及び窓には、建築基準法第2条第9号の2ロ(※4)に規定する防火設備を設けること。
- (6) 出入口及び納骨装置は施錠ができ、納骨装置は容易に保守点検できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている納骨堂の納骨装置については、この限りでないこと。
- (7) 管理事務所、待合室、便所及び区長が別に定める駐車場を設けること。

9 火葬場の設置場所

火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね250メートル以上離れていること。

10 火葬場の構造設備基準

- (1) 境界には、障壁又は密植した低木の垣根を設けること。
- (2) 出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉の数は5基以上設置すること（地方公共団体を除く。）。
- (4) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 管理事務所、待合室、便所及び区長が別に定める駐車場を設けること。

11 管理者の講ずべき措置

- (1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずるか、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設の点検を行い、それらの施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。
- (5) その他管理者の講ずべき措置として区長が別に定める事項

12 土葬禁止区域

- (1) 区長は、公衆衛生その他公共の福祉を維持するために土葬を禁止する地域(以下「土葬禁止地域」という。)を指定することができること。
- (2) 墓地の経営者は、土葬禁止地域においては、焼骨のほかは埋蔵させてはならないこと。

13 無縁の焼骨等の保管等

- (1) 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、一体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載した上で、埋葬又は保管をしておくこと。
- (2) 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の遺体又は遺骨(焼骨を除く。)を発掘したときは、無縁墳墓に埋葬するか、又は火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。

14 標識の設置等

- (1) 許可を受けて墓地等を経営しようとする者又は墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、許可の申請に先立っ

て、墓地等の建設等の計画について、周辺住民（※5）への周知を図るため墓地等の建設予定地に標識を設置し、その旨を区長に届け出ること。

- (2) 申請予定者は、前記（1）の届出をした後、速やかに区長が別に定める書類を提出の上、区長に協議をすること。

15 説明会の開催等

- (1) 申請予定者は、許可の申請に先立って、区長が別に定めるところにより隣接住民等（※6）及び周辺住民（以下「周辺住民等」という。）を対象とした説明会を開催しなければならないこと。
- (2) 説明会開催は、説明会開催日の区長が別に定める期限までに説明会の日時及び場所等の内容を記載した書面を配布する等して周辺住民に周知しなければならないこと。
- (3) 区長は、申請予定者が前記（1）に記載する説明を行わないときは、その説明を行うべきことを指導することができること。
- (4) 区長は、隣接住民等及び周辺住民から、標識を設置した日以後区長が別に定める期間内に、その墓地等の建設等の計画について、次に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、その墓地等に係る申請予定者に対し、周辺住民等との協議を行うよう指導することができること。
- ア 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
 - イ 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
 - ウ 墓地等の建設工事の方法等についての意見
- (5) 周辺住民等との協議に当あたり、申請予定者は誠意を持って対応するよう努めなければならないこと。
- (6) 申請予定者は、区長が別に定めるところにより、前記（4）による指導に基づき実施した周辺住民等との協議の結果を区長に報告しなければならないこと。

16 公表

前記 15（3）又は（4）に記載する指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことに正当な理由がないと区長が認めるとき、前記 15（4）に記載する指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことが前記 15（4）に記載する意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると区長が認めるときは、その旨を公表することができること。

17 工事の完了の届出

墓地等の経営者は、その墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならないこと。

18 申請事項変更の届出

墓地等の経営者は、墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、前記 3 に記載する各申請書に記載した事項を変更しようとする

る場合は、区長が別に定めるところにより、区長に届け出なければならないこと。

19 説明会の開催の適用除外

前記 15 (1) 及び (2) については、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、適用しないことができること。

20 経過措置

- (1) この条例の施行の際、現になされている申請その他の手続（以下「申請等」という。）については、申請等に係る経営の許可等を行う場合の基準は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によること。
- (2) この条例の施行の際、現に存する墓地等の設置場所及び構造設備については、その墓地の区域の面積を増加し、又は納骨堂若しくは火葬場の施設の面積を増加する変更をしようとする場合を除き、前記 5 から 9 までの記載事項は、適用しないこと。
- (3) この条例の施行の際、現に墓地等の経営の許可等を受けている者の墓地等について、前記 2 に記載する経営主体のいずれかに該当するものが、墓地等の設置場所及び構造設備を変更することなく経営を引き継ぐために前記 3 (1) の経営の許可の申請を行う場合等、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によること。

※1 墓地、埋葬等に関する法律第 11 条

都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条の認可又は承認をもって、前条の許可があつたものとみなす。

- 2 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもって、前条の許可があつたものとみなす。

※2 建築基準法第 2 条第 7 号

耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

※3 建築基準法第 2 条第 9 号

不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼

しないことその他の政令で定める性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

※4 建築基準法第2条第9号の2

耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

※5 周辺住民

墓地の敷地の境界線から、おおむね100メートルの距離の範囲の居住者

※6 隣接住民等

墓地等の建設予定地に隣接する土地（隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。）又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者

(仮称) 墓地条例審査基準等素案

1 墓地等の経営の許可に係る申請事項等

(1) 墓地等の経営許可に係る申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- ア 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- イ 墓地等の名称
- ウ 墓地等の所在地並びに敷地の地目及び面積
- エ 墓地にあっては、墳墓を設ける区域の面積
- オ 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延床面積
- カ 墓地等の構造設備の概要
- キ 墓地等の工事の着手及び完了の予定年月日
- ク 墓地等の管理者の住所、氏名及び生年月日

(2) 墓地等の経営の許可に係る申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 墓地等の周囲300メートル以内に存する道路、河川、池及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- イ 墓地にあっては、墳墓、ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び造成等に関する計画書
- ウ 納骨堂又は火葬場にあつては、建物及びその附属施設の設計図並びに建設に関する計画書
- エ 許可の申請に係る詳細な理由書
- オ 墓地等の敷地に係る土地登記事項証明書及び不動産登記法による地図等
- カ 墓地等の設置に係る資金等計画及び管理運営に係る書類
- キ 申請をしようとする者が地方公共団体である場合には、当該墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- ク 申請をしようとする者が宗教法人である場合には、宗教法人の規則(公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、当該事業を明記したもの)、同規則による許可申請に関する意思決定を示す書類及び登記事項証明書並びに宗教法人法第25条第1項に規定する財産目録及び収支計算書並びにその他当該法人の財務状況を確認できる書類
- ケ 申請をしようとする者が宗教法人で公益事業として墓地等を経営するものである場合には、信者用の墓地等の経営の実績等を示す書類
- コ 申請をしようとする者が公益社団法人又は公益財団法人である場合には、当該法人の定款の写し及び登記事項証明書並びに当該申請の意思決定の議事録

2 墓地等の区域等、火葬場並びに納骨堂の施設の変更の許可に係る申請事項等

(1) 墓地等の区域等、火葬場並びに納骨堂の施設の変更の許可に係る申請書記載事項は、次に掲げるものとする。

- ア 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日
- イ 墓地等の名称

- ウ 墓地の区域又は墳墓を設ける区域の変更にあつては、拡張し、又は縮小する区域の所在地、地目及び面積
- エ 納骨堂又は火葬場の施設の変更にあつては、変更する施設の構造設備の概要
- オ 当該変更に係る工事の着手及び完了の予定年月日

(2) 前記2(1)の申請書には、前記1(2)アからコまでに掲げる書類を添付すること。

3 廃止許可に係る申請事項等

(1) 廃止許可申請書の記載事項は、前記1(1)アからウまでに掲げる事項(墓地等の敷地の地目を除く。)とする。

(2) 廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

ア 墓地又は納骨堂にあつては、改葬に関する計画書

イ 当該廃止に係る前記1(2)エ及び1(2)ク又は1(2)コに掲げる書類

4 墓地等の経営主体の経過年数の基準

墓地等を経営しようとする宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人が区内に主たる事務所を設置してからの経過年数は2年以上とすること。

5 墓地の付帯設備

(1) 墓地の境界に沿って原則として設ける緩衝緑地の幅員の基準は、原則として1メートル以上とすること。

(2) 墓地に設ける駐車場の基準は、墳墓の区画数の2%以上とする。

(3) 墓地の区域の総面積に応じて設ける緑地の割合は、次のとおりとすること。

ア 墓地の敷地の総面積が200平方メートル未満の場合は、15%以上

イ 墓地の敷地の総面積が200平方メートル以上かつ1000平方メートル未満の場合は、20%以上

ウ 墓地の敷地の総面積が1000平方メートル以上の場合は、25%以上

(4) 墓地の駐車場の駐車台数は、墳墓の区画数の2%以上を設置すること。

6 納骨堂の付帯設備

納骨堂に付置する駐車場の駐車台数の基準は、納骨堂の用に供する部分(焼骨の収蔵設備及び参拝設備等の付帯設備)の延べ面積100平方メートル当たり1台以上を確保し、当該台数が5台未満になる場合は、5台以上とすること。

7 火葬場の付帯設備

火葬場に設置する駐車場の駐車台数の基準は、火葬炉の基数の4倍以上とすること。

8 区との計画についての協議事項等

(1) 区との協議は、説明会の説明内容等並びに都市計画施設等の有無等その他区長が必要と認める事項について行うこと。

(2) 協議にあたって、計画地周辺の見取り図、計画施設の配置図等その他区長が必要と認める書面を持参すること。

9 管理者の講ずべき措置

管理者が講ずべき措置は、墓地等の防犯、交通等の事故防止並びに緑地等施設の管理に努めるものとする。

10 土葬禁止地域の指定

区長が指定する土葬を禁止する地域は、杉並区内全域とすること。

11 標識設置の届出、設置期間及び設置場所等

(1) 標識の設置期間は、墓地等の経営等の許可の申請をしようとする日の少なくとも90日前から工事の完了する日までの間とすること。

(2) 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦横0.9メートル四方以上とすること。

(3) 申請予定者は、標識を風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、記載事項がその期間中鮮明であるよう維持管理しなければならないこと。

(4) 申請予定者は、墓地等の計画を変更したときは、速やかに標識の記載事項を変更するとともに、その旨を区長に届け出なければならないこと。

12 説明会の開催期間等

(1) 条例素案15(2)の説明会開催日を、周辺住民等に周知する期限は、少なくとも説明会開催日の7日前までとすること。

(2) 条例素案15の説明は、墓地等の経営の許可申請又は墓地等の変更の許可申請を行うおうとする日の60日前までに、次に掲げる事項について行うこと。

ア 申請予定者

イ 墓地等の名称

ウ 墓地等の所在地

エ 墓地等の敷地面積、建築面積及び構造設備の概要

オ 墓地等の維持管理の方法

カ 墓地等の工事着手及び完了の予定年月日

キ 墓地等の工事の方法

ク 条例素案15(4)による意見の申出の方法

(3) 申請予定者は、条例素案15の説明を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を区長に提出しなければならないこと。

ア 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号

イ 墓地等の名称

ウ 墓地等の所在地

- エ 説明した日時、場所及び方法
 - オ 説明会開催周知の書面及び書面配布範囲
 - カ 説明者の氏名
 - キ 説明の概要
 - ク 隣接住民等及び周辺住民の意見
- (4) 前記(3)の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 説明等で使用した資料
 - イ 隣接住民等の名簿
 - ウ 説明を受けた者の名簿
 - エ 墓地等の敷地及び隣接地等との関係を示す不動産登記法による地図等

13 意見の申出の期間

隣接住民等及び周辺住民の意見の申出の期間は、墓地等の経営の許可申請又は墓地等の変更の許可申請を行おうとする日の30日前までとすること。

14 指導に基づく協議の報告

- (1) 条例素案15(6)の指導に基づく協議は、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに区長に提出することによらなければならないこと。
- ア 申請をしようとする法人の名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び電話番号
 - イ 墓地等の名称
 - ウ 墓地等の建設予定地の所在地
 - エ 協議した日時及び場所
 - オ 協議の内容
 - カ 協議の結果
- (2) 前記(1)の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならないこと。
- ア 協議に使用した資料
 - イ 協議者の名簿
 - ウ 協定等を締結した場合には、協定書等の写し

ご意見をお寄せください

(仮称) 杉並区墓地条例の制定について

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前:	ご住所
------	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください、裏面にもご記入できます】

--

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

☆ 期限 平成24年1月10日（火）必着

☆ 提出先 杉並保健所生活衛生課

〒167-0051 杉並区荻窪5-20-1

電話 03(3391)1991

FAX 03(3391)1926

◎ ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページで平成24年2月上旬に公表する予定です。

